

火災に注意！春の火災予防運動

期間 3月1日(火)～7日(月)

☎総務課地域安全対策係 ☎028(677)6029

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。火の取り扱いには十分注意してください。目頃から身の周りを点検し、火災予防に努めましょう。

■住宅用火災警報器を設置し、管理しましょう

住宅火災で亡くなった人の6割は「逃げ遅れ」が原因と言われています。火災の発生にすぐ気付けるよう、住宅用火災警報器を設置し、適切に管理しましょう。ボタンを押したりすることで、簡単に作動確認ができます。電池の寿命は約10年です。電池交換も忘れずに行いましょう。

■住宅用消火器は半年に1回点検を

いざという時に確実に使えるよう、日頃から点検しておきましょう。使用期限内であっても、異常が見られた場合は購入した販売店などに相談しましょう。

■悪質な訪問販売に注意！

「消火器の期限が切れている」と言って、古い消火器を売りつける悪質な訪問販売業者がいます。購入は慎重に行いましょう。



CHECK! 自宅は大丈夫？チェックしましょう

住宅用火災警報器

- 寝室や階段などの必要な場所すべてに設置している
- 定期的に作動確認をしている



住宅用消火器

- 本体・レバー等の変形や損傷、腐食がない
- 使用期限が切れていない
- 安全栓が外れていない
- 圧力に異常がない

照明器具も火災の原因に



日頃、何気なく使用している照明器具ですが、外観では判断できない部品の劣化が進んでいます。劣化により、まれに発煙、発火事故に至ることがあります。

近隣市町でも、古い照明器具から発火し火災に発展したケースがあります。JIS(日本産業規格)によれば、交換の目安は10年です。早めの点検と交換を検討しましょう。

こんなこと、ありませんか。

焦げ臭いにおい・落ちない汚れ・ソケットの変色・電球交換頻度が高い

環の町芳賀

～循環型社会を目指して～

もえないごみの出し方のポイント！

☎環境対策課環境対策係 ☎028(677)6041

「もえないごみ」の出し方で勘違いしていることはありませんか。町民の皆さんのひと手間が、町の環境を守ります。もえないごみの正しい出し方にご協力をお願いします。

■もえないごみとは、不燃性で、指定コンテナ(青)に収まる大きさのもののことです。「缶類」「びん類」は、それぞれの資源物収集日に出しましょう。

例) 鍋、やかん、食器類、カップ酒の容器、傘、針金ハンガー、包丁、カッター、鎌、板ガラス、鏡、蛍光灯、電球など



■朝8:30までに、地区ごとに決められた収集日に出してください。

■指定コンテナ(青)に入らないものは「粗大ごみ」です。

■水銀を含む血圧計、体温計、充電式電池、温度計は、役場で回収しています。環境対策課窓口へお持ちください。

■小型家電は、役場等で回収しています。

♻️ これらは全て、もえないごみに

化粧品のびん
(臭いが強い)



カップ酒のびん
(耐熱加工のため)



油のびん
(油分が取れないため)



一斗缶、スプレー缶
(臭いが強い)



スプレー缶には
穴を開けてください

♻️ 電池、使い捨てライターは、ひと手間加えて



ライターはガスを出しきり、レバーを下げてテープで固定してください。



電池や使い捨てライターは透明な袋に入れ、収集日にもえないごみのコンテナの上に乗せて出してください。

小型家電無料回収

小型家電は、役場、道の駅はが、生涯学習センター設置のボックスで回収しています。ボックス投入口(20センチ×40センチ)に入らない大きさのものについては、次の日程で回収を行います。

日時/3月5日(土)9:00～11:00
※雨天実施

場所/役場東側駐車場

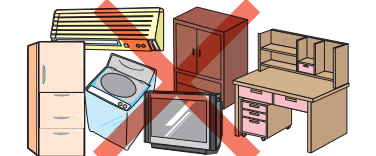
<回収できるもの>

パソコンおよび周辺機器、電話機、炊飯器、電子レンジ、ゲーム機、デジタルカメラ等映像機器、ラジカセ等音響機器等



<回収できないもの>

家電リサイクル法対象の家電品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)、木製品(スピーカー、こたつなど)等



詳細は町ホームページをご覧ください。